平成２３年（フ）第７４１号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目５番３号
債務者　森　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４６号
北九州市門司区清見３丁目５番３―102号
債務者　甲斐　友也
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４１号
熊本県上益城郡山都町下名連石1674番地
債務者　下竹　修司
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４８３号
熊本市帯山１丁目22番52号104
債務者　立山　靖子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１６号
熊本県合志市幾久富1866番地1447
債務者　清田貴代美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５２７号
熊本市島崎５丁目35番17号
債務者　園口　尚美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６９号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第６地割48番地１サンパティークＦ棟、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第５地割93番地18
債務者　照井　礼子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７８号
盛岡市前九年１丁目３番18号、旧住所盛岡市飯岡新田１地割52番地１　県公舎６―102号
債務者　高橋美智子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６０号
福島県いわき市平下平窪字寺内125番地の４102号
債務者　小野　　進
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８８７号
神戸市兵庫区和田宮通３丁目１番５号、従前の住所神戸市東灘区西岡本３丁目１番20号
債務者　山田　　武
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８８号
神戸市兵庫区和田宮通３丁目１番５号、従前の住所神戸市東灘区西岡本３丁目１番20号
債務者　山田美千子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2247番地28
債務者　川口　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３６５号
沖縄県糸満市字潮平791番地　県営潮平高層住宅902号
債務者　名取あゆみ（旧姓国吉）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５５号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地62町営住宅３―４
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６９号
青森県弘前市大字城東中央２丁目４番地12パーカスアレイ203号
債務者　石戸谷幸子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１００号
名古屋市天白区植田１丁目2102番地　サンパレス植田701号
債務者　土田　健太
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県北九州市小倉北区下富野２丁目７番25号
債務者　鳥居　秀行
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係